

税金の除斥期間

Q : 税金の時効は、どのようになっているのですか？

A : 税金は、ケースごとに除斥期間が定められています。

【解説】

税金には、時効ではなく、除斥期間というものがあります。

除斥期間とは、法律で定められている一定の権利が存続する期間をいいます。

除斥期間は時効とよく似ていますが、除斥期間には中断がないという点で大きな違いがあります。

税に除斥期間が設けられているのは、いつまでも租税債権の行使を認めていると、納税者の法的安定性が確保できないからといわれています。

税金の具体的な除斥期間は、次のようになっています。

① 増額更正

納付税額を増額させる増額更正の除斥期間は、法人税が法定申告期限から5年、法人税以外の申告が3年となっています。ただし、偽りその他不正が認められる場合は7年です。

② 減額更正

納付税額を減額させる減額更正は、法定申告期限から5年となっています。

なお、納税者がする更正の請求は、法定申告期限から1年以内となっています。

